

**第4回 堺市歴史的風致維持向上計画協議会
議 事 録**

1. 日 時:平成24年10月18日(木) 10:00~12:00
2. 場 所:堺市役所 本館 地下1階大会議室
3. 出席者:

区 分		勤務先/役職名等	氏 名	備 考
委員	学識経験を有する者	大阪大学 准教授	小浦 久子	
		大阪府立大学 教授	橋爪 紳也	欠席
		大阪府立大学 教授	増田 昇	副会長
		京都府立大学 准教授	宗田 好史	欠席
	公共的団体から選出された者	堺市自治連合協議会 副会長	岡本 邦彦	欠席
	公募に応じた市民	公募	小松 清生	
		公募	鶴田 晴子	
	行政関係者	大阪府教育委員会事務局 文化財保護課長	荒井 大作	監事
		堺市 副市長	田村 恒一	会長

堺 市

文化観光局 局長 志摩 哲也
 建築都市局 局長 島田 憲明
 文化観光局 文化部 部長 岡崎 尚喜
 文化観光局 世界文化遺産推進室 室長 宮前 誠
 建築都市局 都市計画部長 坂元 肇
 建設局 道路部長 田村 啓一郎
 文化観光局 観光部 部次長 森 功一

事務局

文化観光局 文化部 文化財課 課長 野田 芳正
 文化観光局 文化部 文化財課 主幹 小林 初恵
 文化観光局 文化部 文化財課 技術職員 永井 正浩
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 室長 休場 理夫
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 主幹 諫田 登美代
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 主査 室谷 直樹

傍聴者 : 3名

4. 資料:

- 資料1:堺市歴史的風致維持向上計画協議会 委員名簿
- 資料2:堺市歴史的風致維持向上計画協議会委員 配席図
- 資料3:平成23年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会収支決算報告書
- 資料4:平成24年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会収支予算書(案)
- 資料5:堺市歴史的風致維持向上計画 検討資料
- 資料6:堺市歴史的風致維持向上計画 検討資料 概要版
- 資料7:おもな事業一覧
- 資料8:堺市歴史的風致維持向上計画 スケジュール(予定)

5. 議事:

5-1. 開会

事務局:お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より第4回堺市歴史的風致維持向上計画協議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行をさせていただきます、都市景観室の諫田と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

まず始めに、今年度より前任の野口委員に代わり、大阪府教育委員会事務局文化財保護課長の荒井委員にご就任いただいておりますことをご報告いたします。また、岡本委員、橋爪委員、宗田委員は、本日所用のため欠席される旨連絡をいただいております。

本日の協議会は、「堺市歴史的風致維持向上計画協議会規約」第9条2項の規定に基づき、委員の2分の1以上の出席があり、定数に達しておりますので会議は成立しております。

では、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。

- ・議事次第
- ・資料1 堺市歴史的風致維持向上計画協議会 委員名簿
- ・資料2 堺市歴史的風致維持向上計画協議会委員 配席図
- ・資料3 平成23年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会 収支決算報告書
- ・資料4 平成24年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会 収支予算書(案)
- ・資料5 堺市歴史的風致維持向上計画 検討資料
- ・資料6 堺市歴史的風致維持向上計画 検討資料 概要版
- ・資料7 主な事業一覧
- ・資料8 堺市歴史的風致維持向上計画 スケジュール(予定)

以上です、資料の不足等ございませんでしょうか。

本日の会議は「堺市歴史的風致維持向上計画協議会の傍聴に関する規定」に基づき公開としております。会議の記録のため、事務局で必要に応じ写真撮影、録音などをしておりますのでお断り申し上げます。

また、携帯電話につきましては電源を切るかマナーモード設定をいただき、会議中の通話をご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今より議事に移りたいと思います。田村会長、よろしく願いいたします。

田村会長： みなさんおはようございます、会長を仰せ付かっております田村でございます、皆様本当にお忙しい中、またお足元の悪い中、お集まり頂きありがとうございます。本日は出席委員が少なくなっておりますが、その分詰めた議論を宜しく願います。内容的にも重要な時期に差し掛かっておりますので、宜しく願います。

さて昨年度は、本協議会を3回開催させていただき、Ⅲ章の「堺市の維持向上すべき歴史的風致」まで議論を進めてきたところでございます。

第3回協議会におきましては、おもに堺市の歴史的風致の素晴らしさ、あるいは価値といった面についてご議論頂き、その維持及び向上に関する課題や取組の方向性について、ご意見頂いたところであります。頂きました主なご意見をあらためて披露致しますと、ひとつが「堺市の歴史的風致を整理した上で、課題となること、課題解決のためにすべきことを整理し、その中でどのような事業を実施するかという流れを作ることが必要」、或はですね「環濠都市区域において、古い町家が面する街道の部分を再生していくような援助があれば、素晴らしい住宅として公開できる」といったようなご意見、さらには「本市には誇り高い歴史があることを計画書に盛り込むように。」と、そんなご意見も頂いたところであります。

本日も引き続き活発なご議論をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。先ほど司会の方から、大阪府の教育委員会の荒井委員が今度変わられたということもありますし、議事の一つ目が決算ということで、決算は監事を荒井委員にやっていただいているということですので、ご挨拶を兼ねて決算報告を荒井さんの方から宜しく願い致します。

5-2. 平成23年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会決算について

荒井委員： あらためまして大阪府教育委員会文化財保護課長の荒井でございます。前任の野口委員の後を引き継ぎまして、4月から文化財保護課長を務めさせていただいております。今堺市さんとは当面の大きな課題として、百舌鳥-古市古墳群の世界遺産登録に向けまして非常に強力でタッグを組ませていただいて、なんとか取り組ませていただいております。こうした本協議会との動きとの相乗効果を挙げていきたいと思っております。宜しく願い致します。

それでは監査報告を行います。資料3をご覧くださいと思います。平成23年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会の収支決算報告書でございます。先般、この執行状況について監査を執行しました結果、適正に執行されているということを確認いたしましたので、ここにご報告させていただきます。以上でございます。

5-3. 平成24年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会予算案について

田村会長： ご意見ご質問は後にまわさせていただきますして、議事(2)に移りたいと思います。「24

年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会予算（案）」について、説明をお願いいたします。

文化財課：それでは資料4をご覧ください。平成24年度は協議会を2回予定しております。開催に必要な予算といたしまして、25万3,350円を計上しております。詳細につきましては、資料4「予算書（案）」をご確認ください。以上でございます。

田村会長：ただいま議事1「決算」、議事2「予算」について説明がありましたが、このことについて意見や質問がありますでしょうか。

（質問なし）

異議なしということにさせていただいて宜しいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。異議なしということで、決算は承認され予算は可決されました。

それでは早速議事（3）「堺市歴史的風致維持向上計画について」に移ってまいりたいと思います。議事3について事務局から説明をお願いします。

5-4. 堺市歴史的風致維持向上計画について

文化財課：以前からのI章それからVIII章までを通して御説明させていただきます。少し長くなりますがおつきあいください。

堺市歴史的風致維持向上計画につきまして、資料5のとおりまとめております。一番分厚い資料になります。しかし、相当ボリュームの資料となっておりますので、本日は資料6の概要版でご説明申しあげたいと思います。

なお、この概要版の冒頭の第I章から第III章までの部分につきましては、これまでの協議会において、ご議論、ご確認等を行って頂いてきたところがございます。要点を絞ってご説明申し上げたいと思います。どうぞ、ご了承ください。それでは、資料6の1頁をご覧ください。

まず最初に、第I章「計画策定の背景と目的」ということで、歴史的風致の定義と歴史的風致維持向上計画策定の目的を整理しております。

次に、第II章「堺市の地域特性」です。2頁および3頁をご覧ください。堺の地域特性を、古代、中世、近世、近代の各時代において育まれた歴史背景と合わせて整理しております。3頁の下にイメージ図と合わせて、堺における歴史的風致の成り立ちを整理してございます。南部の丘陵地から海に向かって緩やかに変化する地帯構造に即して、各時代に地域特性に応じた歴史文化が誕生いたしました。「古代を起源とする歴史の核となる百舌鳥」と「中世を起源とし海に開かれた本市の歴史の核となる環濠都市」は周辺地域の歴史文化の醸成にも大きな影響を及ぼしています。近郊集落では地域住民による祭礼行事が継承され、近代以降には海浜部で行楽地として発展いたしました。そして、これらの歴史文化に人々の活動が脈々と継承され、現在、市域全域にわたり、重層的な歴史的風致が形成されています。

次に、第III章「堺市の維持向上すべき歴史的風致」についてです。4頁、5頁をご覧ください。古代より海に開かれた堺は、中世には自治都市として発展し、海を通じて広く

世界へと繋がり、さらに流通往来の拠点となり、人・物・情報が集まることで、各時代に新しい文化を生みだしてまいりました。このような中、百舌鳥においては「百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致」と「月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致」、環濠都市では「伝統産業にみる歴史的風致」、「茶の湯にみる歴史的風致」、さらには、「神輿渡御祭にみる歴史的風致」が育まれています。また、近郊集落では「こおどりをはじめとする伝統行事・祭礼にみる歴史的風致」、海浜部では「海浜部の行楽にみる歴史的風致」が育まれてきました。

続きまして、第Ⅳ章「歴史的風致の維持及び向上に関する方針」でございます。6頁をご覧ください。これらの歴史的風致の維持及び向上に関する課題と方針について、大きく4つに区分して整理してございます。まず「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題ですが、歴史上価値の高い古墳や町家、全市に分布する寺社に代表される近世以降の建造物などが本市には数多く残されてございます。時代の移り変わりとともに、これらの貴重な古墳や歴史的建造物の損傷が進みつつあることが課題となっております。次に「伝統を反映した人々の活動」に関する課題ですが、近年の社会・経済情勢、生活スタイルや産業構造の変化を背景に、地域に根付いていた伝統産業や伝統行事また祭礼、あるいは茶の湯などの伝統文化への関心が薄れつつあります。その継承・継続が危ぶまれ、次世代の担い手が不足するということが課題となっております。次に、「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題についてでございます。古墳群周辺におきましては、市街化の進行や周濠の水質・水量不足など、古墳が生み出す豊かな情景が阻害されつつあり、町家が多く残る地域においても歴史的建造物の減少に伴い、町家や街道が創りだす昔ながらの風情やまちなみが消失しつつあるなど、歴史文化資源を取り巻く環境が変容しつつあることが課題となっております。最後に「歴史文化に対する市民等の意識」に関する課題が挙げられます。多くの市民が本市の歴史・文化資源を本市が持つ強みとして認識しつつも、身近に感じていない面があり、本市の貴重な歴史文化資源が有する素晴らしさに対する理解や愛着を市民全体さらには市外の人々も含めて共有できていないことが課題となっております。これらの課題並びにこれまでの協議会でのご意見を踏まえ、課題に即し、なおかつ堺らしさが感じられるよう基本方針を設定いたしました。その基本方針でございますが、

- ・古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用
- ・「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興
- ・古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出
- ・歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有

以上の4つの基本方針としております。

次に、第Ⅴ章「重点区域の位置及び区域」についてでございます。隣の7頁をご覧ください。重点区域の位置及び区域につきましては、歴史的風致の核となる重要文化財や史跡をはじめとする指定文化財だけでなく、指定等以外の古墳や町家等の歴史的建造物が集積するなど、本市における歴史的風致の多くが育まれ、歴史文化資源を活かした市の施策について重点的に図る必要が高い「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と「環濠都市区域」を重点区域として設定してございます。両区域は本市が歩んできた歴史におい

ても特別な存在であり、多くの市民がこのことを十分に認識していることから、当該地域での取組が市民全体の意識醸成を促進するきっかけとなり、全市的な歴史的風致の維持向上にも繋がることを期待できると考えてございます。

次に8頁をご覧ください。百舌鳥古墳群及び周辺区域内には、歴史的風致の核となる、史跡の丸保山古墳、宮内庁により陵墓指定されている仁徳天皇陵古墳、陵墓参考地でございますニサンザイ古墳をはじめとした数多くの古墳や、重要文化財の高林家住宅などの建造物があり、近世より市内外から多くの人々が、仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳を中心とした百舌鳥古墳群を訪れ、周遊を行ってまいりました。さらに、百舌鳥八幡さんにおいて、地域の人々により月見祭などの祭礼や、氏子などによる百舌鳥精進の実施などの伝統行事が現在まで守り続けられているほか、古墳及びその周辺では地域住民を中心とした古墳周辺の清掃活動やボランティアによる案内が実施されるなど、百舌鳥古墳群及び周辺区域は、様々な地域の人々の活動により支えられております。このような古墳を含む歴史的建造物等の分布を踏まえ、百舌鳥古墳群及び周辺区域は、これらの古墳及び建造物を包括する範囲について、図中に破線で示すとおり重点区域として設定しております。

9頁をご覧ください。次は環濠都市区域でございます。環濠都市区域は古くから海に開かれ発展してきた都市です。中世には北、東、南の三方を濠で囲み、西は海に開かれてきました。江戸時代に行われた元和の町割は、東西の大小路と南北の大道筋(紀州街道)を直交させ街区構成を長方形の短冊型地割とし、今もこの形が基本となっております。宝永元年には大和川が付け替えられた後、土砂の堆積に伴い河口部では新田開発が進みまして、天保6年には内川と土居川がつながり現在の環濠の形となりました。この環濠都市区域には、歴史的風致の核となる重要文化財の山口家住宅、南宗寺仏殿・山門・唐門、大安寺本堂、史跡の土佐十一烈士墓、名勝の南宗寺庭園などがあるほか、歴史的に先進性・独自性・創造性をもった世界に誇る匠の技術に支えられた伝統産業、堺と住吉大社との古くからの繋がりが持つ伝統の重みを伝え、海とともに歩んできた堺の人々の信仰心にみる神輿渡御祭、中世に千利休をはじめとした堺の茶人により大成された茶の湯が現在も継承されています。このような歴史的建造物等の分布を踏まえ、これらの建造物を包括する図中の破線の範囲を重点区域として設定してございます。

次に、10頁第6章をご覧ください。文化財の保護の方針を示してございます。

本市は百舌鳥古墳群に代表される古墳時代を起源とするものをはじめ、中世、近世、近代を経て現代に至る各時代を起源とする歴史・文化資源が全市にわたって分布してございます。これらの文化財は、本市の自然的・社会的特性を反映し、地域の生業や生活と密接に関わって継承されてきたものでございます。本市の成り立ち、歴史・文化を理解する上で重要な要素となっております。そのため、市内に分布する多様な文化財の保全継承に努力するとともに、文化財の価値を伝え、市民の本市に対する愛着の醸成や、魅力的なまちづくりに寄与するように努めていきます。

次に、第Ⅶ章をご覧ください。「歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項」でございます。Ⅳ章で整理した課題及び基本方針に基づき、歴史的風致の維持及び向

上に向けた取組を下の表のとおり整理しております。また、これらの取組に関する事業位置の概要については、12 頁および 13 頁のとおり、まとめてございます。百舌鳥古墳群及び周辺区域においては、大阪女子大跡地においてガイダンス施設の整備を、またそのほか、百舌鳥古墳群史跡整備事業や重要文化財である高林家住宅の保存修理事業などを検討しているところであります。また、13 頁になりますが、環濠都市区域では、北部地域において、歴史的建造物である鉄砲鍛冶屋敷の保存修理やまちなみ再生への取組、さらには宿院頓宮に隣接する宿院町公園の再整備、あるいは旧市民病院跡地において文化観光拠点整備事業を検討しているところでございます。

これらの主な事業について、もう少し詳しくご説明したいと思います。別紙の方になりますが、資料 7 の「主な事業一覧」をご覧ください。初めに百舌鳥古墳群史跡整備事業についてご説明致します。1 頁になります。木々が生い茂り、古墳の形の認識が困難で、説明板も不十分な現状にあり、これらを把握したうえで、百舌鳥古墳群の保存管理計画及び整備基本計画を策定し、これに基づき、古墳の整備及び修景を行います。古墳本来の形状がわかるような整備を実施したうえで、必要に応じて埴輪や葺石など、古墳築造当時の姿の復元を実施し、さらに、陪塚については、近接する大型古墳との位置関係が理解できるよう、古墳周辺を対象とした修景を実施します。このように、近世より周遊活動の対象となった百舌鳥古墳群を保護し、整備や修景を行うことで、古墳の形状や性格、立地等についての理解を深めることができ、これにより、多くの市民や来訪者が、堺、ひいては日本の歴史を知るうえで百舌鳥古墳群が重要なものであることを認識することで、歴史的風致の維持向上に寄与するものと考えております。次の頁の重要文化財高林家住宅保存修理事業でございます。御廟山古墳の南側に隣接する重要文化財高林家住宅は、江戸時代に建築された民家で、百舌鳥精進が現在も行われております。主屋は大和棟の茅葺屋根で、かつては大阪府と奈良県北部に数多く見られた特徴的な外観を有しております。天正年間に主屋の主たる部分が作られた後、増改築が行われ、現在の姿は 18 世紀の終わり頃に完成したものと考えられております。漆喰の土塀に囲まれた中には、主屋・土蔵・不動堂・稲荷社があり、建物と山林を含めた敷地全体が、江戸時代の近畿地方の大規模な庄屋屋敷の構えを良く残してございます。しかしながら経年による老朽化により、主屋の屋根替えや米蔵、土塀の保存修理工事が必要となっております。保存修理工事を実施することで、重要文化財としての価値の継承を図れることから、歴史的風致の維持向上に寄与するものと考えております。次の頁でございます。百舌鳥古墳群ガイダンス施設の整備です。市民や来訪者に百舌鳥古墳群の歴史的意義や価値を理解していただき、古墳群の保護意識を醸成するため、古墳群について学び、その雄大さを体感できるガイダンス施設を大阪府立大学旧大仙キャンパス跡地に整備します。ガイダンス施設を通じて、多くの来訪者が、百舌鳥古墳群が持つ歴史的価値や魅力に触れ、歴史的背景などを知ることができます。これにより、歴史文化資源に対する共感が生まれることから、これらの施設を整備することにより歴史的風致の維持向上に寄与するものと考えられます。次の 4 頁でございます。堺市地域文化遺産活用活性化事業でございます。堺の伝統工芸や国選択・大阪府指定無形民俗文化財である「上神谷のこおどり」の継承など、様々な伝統文化な

などを支援するほか、これらの活動を記録し、今後の保存伝承に繋げるなどの取組を行ってまいりました。今後は、神輿渡御祭の記録作成についても、検討していきたいと考えております。次に堺市伝統産業後継者育成事業補助事業でございます。刃物や線香などの伝統技能の継承を図るため、後継者を雇用した事業所に人件費の一部を補助します。当該事業を通じて堺の伝統産業を支援することにより、消費者ニーズや市場環境の変化に対応した販路開拓や情報発信の強化、後継者育成など、複合的な展開に繋がり、伝統産業の保存・継承が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与するものと考えてございます。

次に6頁の宿院町公園再整備事業でございます。宿院町公園は昭和25年に開設され、現在面積0.24haの街区公園です。当該地は、住吉大社の御旅所として設置された住吉頓宮が隣接し、神輿渡御祭の際には頓宮と一体となり、多くの人々で賑わう歴史的風致の残る公園です。一方、開設から60年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおりますことから、これらの古い施設や園内の樹木等を整理するなどにより良好な景観を創出し、歴史・文化を感じながら市民や来訪者が憩える公園として再整備を行うことにより、良好な景観を創出し、歴史的風致の周辺環境が改善されることから、歴史的風致の維持向上に寄与するものと考えてございます。次に右側のまちなみ再生事業です。景観計画で重点的に景観形成を図る地域として位置付けている堺環濠都市地域のうち、保存修理工事が行われた町家歴史館である、重要文化財の山口家住宅や登録有形文化財の清学院をはじめとする町家、妙国寺、本願寺堺別院といった多くの寺社が立地し、歴史的風致が残る北部とその周辺において、町家等の修景や道路を美装化することにより、歴史文化を活かしたまちなみの再生を図り、堺の魅力向上に繋がります。このように、環濠都市区域の町家が生み出す古いまちなみを再生することにより、失われつつある風情や景観を取り戻すなど、歴史的風致の維持向上に寄与するものと考えています。次に、文化観光拠点整備事業でございます。事業の紹介はこれで最後になります。旧市街地の中心に位置する旧市立堺病院跡地において、堺の特色ある文化を振興するため、千利休・与謝野晶子をテーマとする文化施設、及び堺観光の玄関口としての観光案内施設や駐車場を整備します。千利休展示室の整備に併せて、千利休が大成した茶の湯を実際に体験できる茶席空間を整備し、茶の湯に気軽にまたは本格的に触れることができる、おもてなしの場を創出します。また魅力ある修景整備を行うために、計画地東側及び南側道路の美装化及び電線類の地中化も合わせて実施します。これらの取組により、茶の湯体験等の地域固有の歴史・文化資源について、市内外を問わず数多くの人々が触れ、感じ、共感してもらえる機会を創出することにより、堺の歴史・文化資源が持つ魅力を再認識し、更なる意識醸成に繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与するものと考えております。

最後になりますが、第Ⅷ章14頁をごらんください。歴史的風致形成建造物についてご説明致します。重点区域においては、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的風致を形成する上で重要な歴史的建造物について、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、歴史的風致形成建造物として指定する必要があります。そのための方針、基準、条件、維持及び管理の考え

方をここに示しております。

以上でございます。

田村会長：少し長い説明となりましたが、全体の説明がありましたが、整理の都合上、概要版で言いましたら6頁から7頁、4章と5章について委員の皆様から意見を頂きたいと思えます。ちなみにですね、ご欠席の委員からも事前の御説明で意見を伺っております。ご意見頂いた後に御披露致したいと思えます。ご意見をどうぞ宜しくお願いします。頭の中のご整理もありますでしょうが、時間も過ぎますので、欠席委員の意見を先に紹介すると予断を与えるようなことになると考えておりますが、宗田委員より第4章に関して、事前にご意見を伺っております。「歴史文化に対する市民等の意識に関する課題について、情報発信を行う際には、古墳時代のとらまえ方など、様々な見地もあるので、慎重に取組むことも必要。」というご意見であります。古墳時代のとらまえ方、なかなか慎重な配慮が要りますというご意見を頂いております。どうでしょうか、4章5章で何かご意見ありませんでしょうかね。

増田副会長：よろしいでしょうか。

田村会長：はい。

増田副会長：一つはIV章のところの、あるいは概要版に、関連する分野計画との連携を図りながら、歴史的風致に関する現状と課題を踏まえて、その維持および向上を図るという話の中の、関連する分野計画というのが、当然堺のマスタープラン、今改訂中の都市マス、都心のまちづくり、景観計画、文化芸術推進、文化観光再生戦略プランというのが挙がっていますが、今堺は緑の基本計画を改定していると思えますし、本省は公園景観課でありますよね、緑の基本計画改訂時期を敢えて外されているのは何か意味があるのか。お聞きしていると年度内にある一定のパブコメもするといったのと、宿院公園や一部大仙公園の中の計画も出てくることから考えると、分野別計画でそれを抜いている意味があるのか、位置付けなくていいのかというのが一点です。まあ主な事業の中には大仙公園の整備みたいなのが出てこないのかと抜かれているのかということが一点。もう一点は、重点区域の形が決まったわけですが、概要版だからかもしれないが、施策との連携、都市計画との連携、景観計画との連携は書かれているが、地域地区との関連性が概要版では全く触れられていないが、必要性はないだろうか。

田村会長：ありがとうございます。今大きく2点の質問があったが、事務方としてどうでしょう。

都市景観室：ご意見につきまして、この計画を作るにあたっては、庁内委員会・幹事会で各部局と連携しながら作ってございます。その中で緑の基本計画は本編の方のI・II章の1頁では、この中で計画の位置付けということで、関連計画の中では堺市の緑の基本計画との位置付けはさせていただいております、当然これと連携しながら進めていく必要があるかなと考えております。地域地区は本編の中では、都市計画であるとか、景観施策との連携というところで、これを進めていく上で当然連携していかなければいけないことを示していますが、概要版につきましては特に歴史的風致維持向上計画の趣旨を踏まえて、歴史的風致に関すること、課題・方針に関すること、それを実現する事業に関するところで抜粋しているところでございます。

田村会長：緑の基本計画は当然関連計画だと思っており、こういうことです。大仙公園の整備に

についても増田先生から御指摘があったんですが。

都市景観室：大仙公園の整備については、今回ここで盛り込んでいる事業につきましては、歴史的風致維持向上計画の趣旨としまして、人々の活動であるとか歴史的建造物に関する定義が決まっており、その中で歴史的風致維持向上計画にそぐう事業として抽出しています。これらを国とも協議しながら取捨選択していくと思っております。大仙公園の整備に関しては歴史的風致維持向上計画には直接そぐわないのかなということで、事業から外しているということでもあります。

増田副会長：それは例えば、大仙公園の歴史的風致というのは、基本的に近世から近代に繋がる周遊が歴史的風致であると位置付けられている。それに対して、その周遊をサポートする支援していく事業はサイン計画くらいしかないと思われる。周遊をサポートする、それを再生・復元していくための施策展開というのは非常に薄いと考えられる。そのあたりはどう認識されているのか。これは大仙公園の整備ともかなり関係してくると思われるんですが、その辺どういうことなかなということなんです。

文化財課：大仙公園の整備計画の書き込みというものはこの中でしていないが、文化財の方で古墳の整備を進めていきます。古墳の整備をしていくなかで、公園課と協力しながら、周遊性、委員が申されましたサイン計画も当然公園の方と検討しながら進めていく考えでございます。

増田副会長：専門だから気になるんですよね。例えば大仙公園の中のいくつかの陪塚を葺石をみせて復原をしてくというのは、これは公園全体のデザインや公園全体の風景計画なんかと連動してやらないと、それを文化財事業として、そこだけ復原してしまうと、公園全体のデザインとの連関性がないと、公園の価値を損なってしまうことになる。そのあたりの認識がきちり計画に書かれているのかどうか。やや別個に書かれているので、そういう指摘をしている。

文化財課：以前から公園の方とは、そういう古墳の整備についてもデザイン、全体のコンセプトに関るので話はしております。ただ現時点で事業としてご披露できる状況にはなっておりませんが、古墳の整備は行っていかなければならないので、古墳だけが抽出された形になっている。もちろん葺石で復原するもの、現状のまま修景するものも含めて、公園のデザインと合やすものが整いましたら、事業計画として出して参りたいと思います。

小浦委員：たぶん増田先生の御指摘は、概要版の11頁に示されるように、ばつと事業が書き並べられているが、個別的に議論が整理されているわけで、本来計画というのはそういったものがどう相互に関係するのかという位置付けを前で行っておかないと。これが計画の仕事ではないのかというご指摘だと思うんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

文化財課：百舌鳥古墳群の歴史的風致としては周遊にポイントを置いているので、このそれぞれに個別に書かれている事業計画ではありますが、その周遊性を維持向上するというところで書き出しているつもりではあります。

小浦委員：全体が良いとか悪いというわけではなく表現の問題だけだと思うんですよ。今日まとめていただいた内容が足りないとかおかしいというわけではなく、今提示されている

ものをどういう風に書くのかという表現上の問題だと思います。例えば 8 頁に、百舌鳥古墳群および周辺区域の説明がされているが、この区域をどのように決めたかということにも関わると思うが、いくつかの昔から人々が訪れる古墳というものがあって、そういうものがこの区域に入っていないと、訪れてびっくりしたりとか、感じたりする場所としての環境がどの範囲なのかということになる。おそらくそれが地形地物や色々なもので設定されていると思うんですけども、そういうところが上の文章を読むとばらばらで、そこには計画論が無く、個別に書かれていて、表現上の問題だと思われる。歴史的風致というのは資源と人々と、歴史的な建物であったり場所であったりと、そこで行われてきた様々な人々の活動が一体となった市街地環境という設定です。広がりをもった市街地環境である。どうしても项目的に書かれてしまっていて、市街地環境が何かということが上手く表現できていないことに、心配を持っておられると思います。そうですね。

増田副会長： そのとおりです。個々の事業を積み重ねたらといって、その重点区域全体の歴史的風致が向上するかというと、向上しない。全体の環境像というか目標像がきっちり無いと、その中でどう展開していくのかということ、そういうスタンスで書いておかないと、ばらばらばらばら事業だけが出てきて、その一つに公園の例に表れていて、一つの施設をそこだけ文化財の調査の発掘調査にもとづいて復原などやってしまうと、大失敗になる。

田村会長： 増田先生のお話はそういうことではとご本人がおっしゃっているが、冒頭の話を書きまますと、周遊と言いながら具体の事業でサインしかないのか、本当は公園との関係でもっと何かあるのではとおっしゃっていたと思います。

増田副会長： そうです。

田村会長： それもそうなんです。実は大仙公園というのは計画決定に対して、開設していない部分がたくさんあって、膨大な事業費がかかるというあたりで、どこまで事業をするかについての迷いがあることは事実なんです。残事業費が非常に膨大であるなか、こういった事業をまずやるのかという、これについてこの計画に位置付けて補助をいただくかということもありまして、ちょっとその辺りは先生の真意も一応わかったつもりになっておりますので、あとで検討していくということで宜しいでしょうか。

増田副会長： はい結構です。

田村会長： いま百舌鳥に話が集中していますが、環濠の方もありますし。あ、先生どうぞ。

小浦委員： 8 頁なんですけど、ここで指摘されているものは、4 頁の百舌鳥古墳群の周遊にみられる歴史的風致と、月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致っていうことを踏まえて書かれているが、それでどういう市街地環境なのかというイメージをもう少し書いておいた方が、区域設定には良いかと思う。風致はこれでよいが、区域設定という意味では周遊ということがどういう環境を生み出しているのかであったりとか、百舌鳥八幡宮に関しては名前しかでてこない、月見祭の枕言葉のようにしか登場しないが、本来は百舌鳥八幡宮がここにある意味とか、歴史のレイヤーの中でどこかに出てくるわけですよ、それは古墳とは直結しないかもしれないが、この市街地環境としてはレイヤーの意味を持つはずである。そういったところを書いて欲しい。現在は多くのことがば

らばらになっている。間違っていないが、少し統合的に書いていくのがいいかなと思います。区域設定に関しては。また事業や風致のときには、理屈上げらしてもよいのですが、区域の意味をきちんと書いておくと、次に事業を増やしたり、風致を膨らましたりというときに有効なのではないかという御指摘なんだと思います。

増田副会長：それにね。それで言うと、例えば、前回は少し三角おむすびをどうやって具体的に設定するのかという。例えば百舌鳥八幡の氏子の組織の区域、いわゆる旧村の境界域がどうなっているのかとか、ふとん太鼓が今運行されているルートはどここの街道が、要するにふとん太鼓がどう運行されているのか、そういうことの情報が無いから分からないわけである。要するに祭りを支える人々の活動が大事や、月見祭などの祭礼を支える氏子組織が大事といいながら、氏子の組織は旧村になっているのですかね、そのあたりが少し欠けているので、なんかやっぱりリアリティの無い形態みたいに見えてくるんですね。そのあたりが付加されると、ある意味が出てきて、先ほど小浦先生もおっしゃたように、今後さらにそれにプラス事業展開するのであれば、その手がかりが最初に出されているということだと思うんですよ。

田村会長：わたしの拙い知識では、まず百舌鳥八幡宮は古墳と極めて密接な関係があると考古学の人らも言うてるぐらいのもんでありまして、関連性をこれからきっちり言うこと可能だと思う。あと、実際に祭りをやっておられる、月見祭の氏子の関係でいうと、だいぶ広がってしまう。おそらくこれは、古墳の時代とは違う中世以降の神社の氏子という関係がまたあって、それが結構広い。広いからといって、論理的には祭礼をといて、氏子の区域がこうあって、だけどころしたんだという説明が必要であろう。事務局なんかありますか。

文化財課：いえ、あの。今委員の方々から頂いたご意見を踏まえて、書きぶりを調整する。

田村会長：書きぶりって。

小松委員：関連して。

田村会長：どうぞ。

小松委員：すいません。6頁からさっき言われたんですけど、今関連して話が出たので言わせていただきたい。4頁に近郊集落というところがありますよね、ここの見出しに「こおどりをはじめとする伝統行事・祭礼にみる歴史的風致」というのがあるんですけど、私はむしろ「こおどりやふとん太鼓」という言葉をここではっきり入れないと、堺の市民感情としても納得できないと思うんです。こおどりはもちろん素晴らしい伝統行事ですけど、今脈々と受け継がれている人口で言えばふとん太鼓はものすごく大きいわけですし、人気とか認知度とかいうのもね、そういうことが今のこの百舌鳥八幡宮と御廟山古墳という、そういうことなんかも含めて大事にしないといけないんじゃないかと思うので、是非ここに書き込んで欲しいなと思います。関連して8-9頁にいくのですか。

田村会長：いや、まだ。

小松委員：そしたらそこで。

田村会長：今おっしゃったのは近郊集落のところ、こおどりと並んでふとん太鼓という言葉を入れるということ。そうすると違う拡がりがあるということですね。そういうことで

すね。

小松委員： はい。入れるだけでいいと思うんですけど。

田村会長： 事務局どうですか。

文化財課： 小松委員から御指摘をいただいた、ふとん太鼓あわせてだんじりに関しては、本編には書かせていただいています。今回のタイトルとしては、あくまでも文化財として既に位置付けられているものということで、こおどりを前に出させていただいたうえで、タイトルに「こおどりはじめとする」として広がりをもってやっていきたいなど、そういうタイトルにしています。

小松委員： よその人が見ると百舌鳥八幡しかないかと思うんですよ。

田村会長： 個人的な意見ですけどね、今の話で、敢えてくどく言えば、百舌鳥で行っている月見祭というのと、そこはふとん太鼓なんですね、ふとん太鼓・だんじりが今度また市域全般に渡って近郊集落において伝統行事としてなされている。これはこれで百舌鳥も含むんですけど、大事な堺の歴史と伝統を代表するものだと思ってまして、それを今小松委員が御指摘になったんやと思います。こおどりはじめとするおそらく、ふとん太鼓やだんじりなどの伝統行事、こういった感じでよろしいんでしょうかね。すいません。今お話もあったので引き続きですね、あの、いまIV章V章ということでしたが、概要版でいうとVI章以降、VII, VIIIも含めてご意見を承りたいというふうに思います。引き続きどうぞ。

鶴田委員： よろしいですか。細かいことになるのですが、11頁の右下に「歴史の重層性に育まれた～」という文化観光拠点整備事業は、この6頁の基本方針の4番に当たると思うのですが、百舌鳥古墳群ガイダンス施設の整備とあります。これは新しく建物を建てるということでしょうか。そうすると博物館との関係はどうなるのかなという気もしますし、そして事業計画の8頁に事業概要として、3行目あたりに観光案内施設や駐車場を整備するとありますが、これも新しく建てるというイメージなんでしょうか。外から訪れる人間にとりましたら、こういう現地にガイダンス施設があるのも大事なんですが、駅前で堺がどんなまちで、どんなところがあるか、どんな歴史があるかということ、まず駅前の観光案内のところでどんな方も学びますし、情報をとります。例えば姫路なんかだと駅前の案内所はとっても立派なもので、そこで市民のイベントから、飲食店の事業から、姫路で一日楽しめるような仕組みを作ったりしていますが、堺市は全く無いように思うんですね。であるのに、現地にガイダンス施設を建てるというのは、現時点の観光に対してそぐわないなど。駅前整備して観光案内施設を作って、そして外人なり堺市以外の方にアピールしたらいいかと思いました。それともう一点ですね、百舌鳥八幡宮の説明が無いという話があったのですが、わたし自身この資料をみまして、あの高林家住宅がどうしてこの百舌鳥古墳群ででてくるのかと思います。説明を聞けば百舌鳥精進というのがあるからと聞いたのですが、百舌鳥古墳群の周遊の中で高林家住宅が入ってくるというのはちょっと理解に苦しみます。

田村会長： ありがとうございます。

世界文化遺産推進室： 世界文化遺産推進室です。今、ガイダンス施設のお話と、観光案内所のお話頂きました。委員御指摘のとおり、駅前に何らかの観光案内機能という話は、これはわれわれ

も思っております。特に JR 百舌鳥駅前、三国ヶ丘駅前につきましては、脆弱だというふうに思っております、それを駅舎でありますとか駅前にそういうものがないかというのは、当然われわれ観光施策として必要かというふうに思っています。ただ、やはり御存知のように堺市内の駅前のところは相当開発が進んでおりまして、なかなか広大な敷地はとれません。そういう意味から旧大阪女子大学跡地に大規模な、当然このときには博物館との棲み分けとか、もしくは博物館と一緒にすることもありますが、そういう大規模な施設を作りたいと思っております。これらにつきましては、現在計画段階でございます。今後、委員が言われたことも含めて、例えば本当は来られる方の目線に立ってどういうものが必要なのかということはわれわれも十分わかっているつもりですので、庁内で十分で議論しますし、委員の皆様にご意見を頂きたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

鶴田委員： すいません、駅前の観光案内所は大きな施設は全く要りません。例えば南海の堺東駅にあるコンビニやパン屋程度のレベルでよくて、とにかく来られた方に堺が案内できる場所が欲しい。今は堺市役所の前の古いビルの中で広々として、寒々とした観光案内所があるんですけども、あれでは目に付かないし、利用したいという気にもならないと思います。せっかくレンタサイクルとかあるのですが、ご存じない方がほとんどだと思います。観光を重点におかれている堺市ですから、まずあのあたりから急いでしないと、お客さんはどんどん逃げていきますし、お茶がありながら、京都の方に行ったりしますから、堺のアピールができていない。これは本当に急いでやっていただきたいことだと思います。

世界文化遺産推進室： わたしどもはいま百舌鳥駅、三国ヶ丘で考えているのは、そこの駅前についてはその一角を使うとか、パンフレット・ポスターを置くという程度で考えております。

田村会長： 堺東は。

小松委員： 堺東は。

鶴田委員： それでは不足なんです。ポスター置くだけでは、今どこでも置いていて案内にならないので、いろいろな観光都市、京都でも、姫路でも、どっか行かれたら駅のところに人がいて案内していただく方がいらっしゃいます。小さい場所でいいですけども、人を置いていただいて、外から来る人を迎えるという意識になっていただきたい。パンフを置くぐらいであれば、既にそこら中に置いてあるので、何の役にも立たない。説明にもならない。親しみも持ってもらいたくないと思います。

観光部： まず文化観光拠点の指摘もございましたので、観光案内所に関連して説明したいと思います。観光案内所は堺東の駅前、南海本線堺駅前、あと大仙公園の中の方にも観光案内所がおかれています。御指摘の通り、寒々しいとか、このあたり不十分なところもあります。観光ボランティアさんなり、観光コンベンション協会からの職員を配置をしてご案内している状況でございます。特に堺駅、堺東駅というのは今回ご議論いただいております環濠都市のエリアの周遊の入口になってくる場所でもございますので、堺駅前、堺東駅前の観光案内所のあり方は御指摘を踏まえて、我々もこれから議論していきたいと思っております。もう一方で、文化観光拠点を委員の方から御指摘ございましたが、新たに旧市街地、この環濠エリアの宿院の停留所の側に作るというこ

とで、新たに施設を作るということをございます。特に環濠エリアにつきましては、南北に大道筋が走っておりますところに、阪堺電車、チンチン電車が走っております。この計画書の歴史的風致に取り上げられている北部の比較的町家が残っているエリアから、南部の南宗寺、大安寺等の仏閣などが残っているエリアという南北に長い地域を、実際にチンチン電車を利用したり、自転車を利用したり、実際に歩かれて町歩きをされるといふ来訪者が非常に多く今おみえになってございます。そういったみなさんにこのエリアの都市観光、まちあるきの観光をより楽しんでいただく、周遊の基点となる、立ち寄っていただく、都市観光、歴史文化の魅力を知っていただく場所にして文化観光拠点を作っていきたいと思っております。

小 浦 委 員： よいですか。

田 村 会 長： 高林家の話が残っていますが、今の話であればどうぞ。

小 浦 委 員： あのね、おっしゃってることはすごくよくわかるんですけども、これは歴史的風致の維持向上計画の中でどう書くかということをもうちょっと表現考えたらどうですかということです。確かに観光は堺にとっても重要なテーマですし、施策としてあれ作りたい、これ作りたいというのは、それは別にいいんです。それは、例えば言い方が、同じものであっても、歴史的風致維持向上計画の中では、環濠都市の中での案内の意味と、古墳についての案内の意味は違うはずなんですよ。そういうことを意識しておくことが、たぶんこの計画を作るといふ意味では重要で、古墳の方であれば、本来こういうものを巡るといふ一つの活動がこういう環境を生み出してきた。しかしそういうものがだんだん無くなってきていて、市街地がだんだん市街化してきたなかで、歴史的風致の環境が変わってきていると、それを維持向上させるという意味では、それを「巡る」といふことをちゃんと伝えていくための入口であったり、説明する場所があるという意味で観光につながるわけです。環濠都市であれば、ここは難しいんです、観光とつなぐのは、今ね、だから少し違うことを考えないと、ここの歴史的風致は産業と祭りと茶の湯になっているわけですね、風致の背景となる活動が、それが生み出す環境というものを巡るといふ、ワンステップこっちにあるところからの観光の説明になってきますし、その辺を意識的にきちんと書いていくことが、計画書として最後の方は重要だということ、さっきからお願いしていることであります。中身が悪いわけではないのだけれども、書き方、あるいは聞かれたときの説明が。

田 村 会 長： どうもありがとうございます。先ほど高林家のお話があったのですが、そのあたりについて。

文 化 財 課： 文化財課の小林でございます。今鶴田委員の方から御指摘がありました高林家住宅での歴史的風致の中での位置付けというご指摘があったかと思えますけれど、そちらにつきましては周遊というよりも高林家住宅の場合は、百舌鳥のもう一つの歴史的風致として位置付けております百舌鳥精進・月見祭の方での伝統行事を脈々と伝えてこられるというおうちで、また重要文化財でもありますので、あわせて重要文化財としての価値の継承を図れるという点で、今回はこの整備事業を、今回は歴史的風致の維持向上に寄与する理由として挙げて、高林家住宅については整備の方を行っていきたいという風に考えており取り上げさせていただきました。それから小浦委員からも数々

御指摘いただきました、書きぶりのお話の点につきましては、こちらの計画書は今後10年間ということで、計画書が出来て終わりということではなく、計画変更も含めながら事業のほうを実施していきたいと考えておりますので、そういった点ではまだまだ国との協議が必要という部分もありますし、もちろんわれわれも歴史的風致にまず寄与する理由を踏まえた上で事業展開がはじめて考えられるということは十分認識してまとめております。まだまだ書きぶりの部分では工夫が必要という御指摘を確かに承りまして、少しそのへん最終まとめていく段階では、もう一工夫していきたいと考えております。

増田副会長： それに関連するか、違う話題でもよいですかね。

田村会長： 何でもどうぞ。

増田副会長： かなりの部分が百舌鳥にいったので、今度は環濠のところでも少し、何点か気になるころがあつて、別紙の8頁に観光拠点整備事業、「堺の観光の玄関口として観光案内施設や駐車場を整備する」ということが、このあたりが気になる事で、堺の観光が大型バスをベースに観光戦略をとるという意味で駐車場を書かれているのか、あるいはせっかく堺が自転車の都市で、一方の方で自転車の利用とか、今のあのレンタサイクルのポートを作ったりしていますね、非常に真面目に今回整備する内容だけ書いているんですけども、堺市全体の戦略としていったいどういった戦略をとるのかというあたりが誤解を招くんやろと思うんですよね。ここに観光案内施設と駐車場を整備するというなら、要するにどんどん大型観光バスを呼び込むのかみたいな話と、要するに自転車のレンタサイクルとの連関性をどう考えるのかと、レンタサイクルのポートを作るのは歴史的風致維持の整備計画の中に位置付けることは難しいかもしれませんが、堺市としては連関があるはずで、下手な書き方をすると、みんな矛盾した政策論に見えてしまうのが一点。具体的に言うと。もう一点は、あの環濠全体の中での、やはり元々我々にも責任がある、景観計画を書いた時の責任で、重点形成地区になっているけれども、その全体の環境像を景観計画の中では明らかにしていないんですね。本当はある一定のその方向性を明らかにしないといけないんですけども、街並み再生事業のところについては、失われつつある風情や景観を取り戻すなど歴史的風致の維持向上と書けるのですが、今回整備する頓宮やあるいは茶の湯のところの観光拠点のあたりなど、ものすごくフェニックス通りを媒介にして近い位置にあるんですけども、このあたりの何らかの歴史的風致の景観上の拠点化みたいな形の連携が図れないかと、それが単純に道路の美装化と電線の地中化と書いてあるだけで、道路の美装化と電線の地中化は、計画地東側及び南側の道路というところ、どの範囲なのか、どういう連関性を持たすんやと、例えば観光拠点施設の前だけ道路を美装化してもあまり意味がなくて、そのあたりがここについても、ひとつは面的展開というか線的展開みたいなやつをどう考えるかということが、少しこっち側の方についても抜けているのかなと。出来る範囲内と、この事業でやる部分と、中長期的な目標像とを、非常に真面目にできる範囲だけを書いているので、全体像が非常に分かりにくくなってしまいます。ここについてはそんなことで、たぶん宿院公園なんかも、公園課との関係性の中でいうと、本当の意味で街区公園という種別でありつづけることがよいのか、違う種別に本当は

転換した方がいいんじゃないかと、本来やろうと考えれば。そんなことも縦割りではない横の連携の中にも仕組があるのでというのが、環濠の方についてでございます。一点だけ、美装化というのは、本当に気をつけてください。美装化した後、それが全部、部分的にアスファルトのパッチに変わってしまうと、美装化したことがかえってマイナス要因を発生している美装化というものもいっぱいあるんですね。あるいは華美になりすぎて、もともと道路と言うのは図と地の関係で地にならないといけないのに、道路が図になってしまうというのがありますので、単に美装化と書くのは非常にちょっと危険やなと思っています。例えばの例でいうと、私どもの大学に来る西高野街道はアスファルトの洗い出しでずっとやってきたのが、黒のアスファルトとのまだら模様になって、さらには変なカラーリングがされるというような状況になっている。このあたりも少し気をつけていただければと。

田村会長： どのあたりですか。

増田副会長： 西高野街道の中百舌鳥から工学部門に至る西高野街道で、歴史的な整備をしていただいて、道路の美装化をされたわけですがけれども、それが継続できない。反対にマイナス要因になってしまう。

田村会長： 資料7の8頁、7頁、6頁についてお話がありましたが、何かありますか。

観光部： 観光部でございます。まずあの私どもの文化観光拠点の、まず8頁の文化観光拠点整備事業でございます。まずその駐車場について御説明申し上げます。確かに先生御指摘のようにこういう形でハード的なこの駐車場をトンと整備すると、この拠点が持つ、ここの環濠エリアの周遊のわれわれが思い描いているイメージがきっちり伝わっていないということで、このあたり表現も正確にもう少し書きたいなと思っております。実際には計画の中では、コミュニティサイクルのポートを拠点の中に設けていきたいなというふうに思っていますし、我々が描いているイメージは、阪堺線チンチン電車を使いながら、あるいは自転車を使いながら、あるいは徒歩でこのエリアを巡っていただくのがわれわれの主たるイメージであります。ただ一方で環濠エリアの中には実際には大型の観光バスの駐車場というのはいちどもございませんので、現実にはたくさんこのエリアに観光バスが来られていますので、われわれはできればここの場所の駐車場、今は路上駐車されておりますので、ここの駐車場に停めていただいて、ここでバスを降りていただいて、パーク&ライドで歩いて、あるいは自転車でこのエリアを巡っていただくという観光の仕方をわれわれ是非ともお勧めしていきたいなと思っておりますので、まずは今の一台もない駐車場対策ということでは、まず整備をしたいと思います、書きぶりとしてはそういう形になっています。あと、この計画のまとめ方について、私の方で御説明できる立場でございませぬが、ここで拠点のことを事業としてこの頁に書いていますので、周辺との関係も説明として書けていないことは事実でございます。大道筋をはさんですぐ近くに宿院頓宮があり、あるいはその北側に今回の拠点整備の一つのテーマとしております晶子と近代の初めの堺という、大事な山之口商店街があったり、開口さんがあったり、このあたりが非常にこの拠点の文化施設のテーマとも当然一致してくる内容でございますので、われわれそこはうまく繋がっていく、景観的にということは当然あるでしょうが、楽しみながら巡っていただけ

るような仕掛け、そういう広がりをもったソフトを埋め込んでいきたいなというのがわれわれの想いとしてはございますので、そういったことにも伝わるような事業概要の書き方というのにも必要かなと思っております。最後に道路の電線類の地中化と美装化ということございますが、これは旧市立堺病院の1.1ha、計画地のすぐ東隣に千利休の屋敷跡がございますので、その間の道路ということでございまして、その間の道路は非常に電柱が多く、電線が多く、あるいは道路幅が8mあるにもかかわらず、歩道がないために、違法駐車が非常にたくさんあるという形になってございますので、屋敷跡との一体感を醸成していくために、電線の地中化をし、歩行者の安全を確保するための段差の無い歩道も儲けて、道路面については石畳風の整備にしたいなというのが今回の説明の部分でございます。あわせて南側の道路についても、違法駐車の問題と歩道が無い問題もございますので、計画については南側も歩行者の安全性の対策を取りたいなという、そういう趣旨でございます。

増田副会長： ああ、よくわかり、ました。そういう書き方をしてほしい。そうでないと意図がわからない。事業の羅列というのは意図が分からないのでそういうことになるんで、そこをきっちり書いていただいたら全体の戦略としての整合性やとか一体化みたいなやつが見えてくると思うんですよね。

田村会長： 今、森観光部次長が言うてくれたので、内容は分かるのですが、一個だけ気になるのが、今増田先生がおっしゃったように書き方の問題であってね、例えば正確に書きますといっても、別に正確に書かなくてもええ、正直に言う。この全体の流れの中に添う方向で、今の観光案内施設や駐車場を整備する、現実にはここで乗り換えた自転車の区画、自転車書くから正確にと言うたのか知らんけど、駐車場とか書くから流れがおかしくなる。堺市は何考えてんのやると、こうなってしまうということ。

観光部： われわれの意図が伝わるように。

田村会長： いや、違うねん。あんたの意図は別に伝わらなくてもええねん。こっちの流れに乗ってくれる方向で、流れを乱さんように、正確に書いたら書かなあかんねんけど、3行でもええんかもしれない。そういう意味ですね、増田先生。

増田副会長： そう。

田村会長： 先ほどから小浦先生が冒頭からおっしゃっていることはそういうことだと思うんで、誤解せんようによろしゅうお願いします。

観光部： わかりました。事業シートの説明のやつをそのまま貼り付けるような説明ではないようにします。

田村会長： 他に事務局からは。先ほどいくつも増田先生からあったのですが。よろしいですか。小松委員少しお待ち下さい。

小松委員： はいはい。

都市計画部： 美装化、道路の関係について増田先生から御指摘をいただきました。小浦先生からも単発的なまとめ方について御指摘いただきました。わたしどもは街道整備でございましてとか、たとえば堺の五街道、先ほど先生が西高野街道のことをおっしゃっていただきましたが、大阪府全体で街道整備する時期に、まあ平成一桁時代に、堺もやはり街道整備ということで、官道第一号の竹之内街道、こういったところと、長尾街道、さ

らには西高野街道、それから紀州街道、まあ今回環濠のところを紀州街道が通っておりますが。こういったところで検証していこうということも含めて、重点的にそういった神社仏閣等の雰囲気が残っているところは重点整備、美装化さらには無電柱化などのこういった取組をしながら雰囲気に合うような施策を進めてまいりました。そうした中で百舌鳥のところと環濠のエリアにつきましては、内容につきましては線とか面とかいうなかで、これまでの実績ですが、例えば百舌鳥であれば百舌鳥のそぞろ歩きという形で三陵周遊路の整備も終わっております。こういったネットワークもこれまで努力して参りました。さらには、てくてくロードという形で環濠地区に関しては、そういう試みとともに、神社仏閣の重要文化財の案内板などをセットで観光ともども進めてきております。こうした今までの実績、さらには歴史性のある内容のものの既存ストックを、こういったものを活用していくという形での、まず押さえの表現とともに、今後計画作りとしてのいわゆるソフトハード含めたビジョンに繋がるような単発の羅列ではない関連施設のネットワークを意識した、そういう表現の、いわゆる計画書としての表現を十分検討して繋げられるような形のまとめ方にしていかなければならないなということでお聞きさせていただきました。考え方としては以上でございます。

田村会長：事務局から先ほどらいのことで他にありますか。特に無ければ小松委員どうぞ。

小松委員： すいません、4つあります。まず文化観光拠点のところまででている、事業のところの8頁なんですけれど、文化観光拠点整備事業の事業概要という説明が、千利休や晶子をテーマにすると書いておきながら、中身が利休さんの説明しかないんですね、それはまずいんじゃないかと思うんですが。いかがですか。これまでの堺市の実績で言えば、利休さんについては研究施設、博物館施設がなくて、与謝野晶子さんについては文芸館があるわけですね。その晶子文芸館の関係者が心配していることは、私自身も心配していることは、せっかくそれなりの期待を集める施設として続いてきたのに、ここに吸収されることによって、博物館的なことより観光に重きを置かれてしまって、せっかくしてきた積み重ねが活きるのだろうか、そういう心配をしているのです。その辺のことをここだけの議論ではないと思いますけれど、しっかり踏まえて充実した、ここへ持って行くのであったらいくで、これまでの研究とか教育とか観光とかということで果たしてきた文芸館の役割が発展するものになるような整備としてぜひしてほしいし、ここの書き込みも利休さんのところをちょっと削ってでも晶子さんのことを書いておかないと不味いんじゃないかなというのが一つです。二つ目が街道のことなんですけど、検討資料6の8-9頁について、上神谷街道を書き込んでもらって非常にうれしく思ったんですが、9頁をみたら長尾街道がずれてるんです。堺東のところでは一本南に入ってくる道がありますよね、これが長尾街道です。これまでの書き込みでももしかしたら修正が必要かなと思うのですが、元和の町割が今堺に残っているという表現をしすぎると、確かに北側の寺町あたりは残っているのですが、堺東の西側あたりは空襲でずいぶんやられましたから、戦災復興の街並みは元の通りではないのですよね、そのへんのことを踏まえないといけないから、どっかにそれを書き込んでほしいなというのも含めて街道の図をみて思いました。せっかく書くのだから、きちん

としたのを確認して、どこまで点々が延ばせるのかということ、私たちもいつも迷って適当にこの辺はごまかすのですが、是非ともこの際研究した成果をここに書き込んでいただきたいなと思います。それから三つ目ですけど、9頁の真ん中あたりの表現に「この環濠都市区域内には、歴史的風致の核となる重要文化財の山口家住宅～」とつないであるんですが、もっと慎重にどこを出すのかということを検討した方がいいんじゃないかなと思います。南宗寺のことがずっとあって、途中で史跡の土佐十一烈士の墓があるのですが、土佐十一烈士の墓をここで出した方がいいのですかと思います。歴史的街並みとか風致とかいうときに、それよりは北の寺町、本願寺堺別院あたりがいつも写真で出るわけですから、あれを逃してはいけない、堺の県庁跡なんですから、その辺も含めてきちんと検討してほしいと思いました。4つ目なんですが、本編でも気になったのですが、大和川に関する記述なんですが、どう書いてくださいという今すぐの代案があるわけではないですけど、「大和川が付け替えられた後、土砂の堆積に伴い河口部では新田開発が進み」とここではあっさり書いてあるのですが、本編のニュアンスは、堺が江戸時代になって経済的に大坂に繁栄が移っていくという相対的な地位の低下とともに、大和川が付け替えられて土砂がやってきて港が埋められたので堺が衰退したという、やっぱりその論理が抜けてないんですよ。それはいつからと正確にはよう言いませんけれども、20世紀になってからあたりだいぶんそういう学説が流布したことがあったのですけれども、今は研究の発展の中で大和川が運んだ土砂によって港が埋められていったということはあるけれども、それは時代の移り変わりの中で港の機能自体が大型船が入らない、昔から大型船は入らなくて舢舨で行き来してたんだという、そういうことから言えば港が埋まったからだめになったというよりは、港をどんどん作り変えていながら堺市はどんどん発展させてきたという、そこを大事にしないといけないですし、土砂の堆積に対しては塩害と戦いながら新田をしたたかに開発してきたという、これ自体が堺の歴史やということが主な学説になってきていますよね。その辺のことをもうちょっと本編で踏まえて欲しいし、ここでも大和川の付け替えで新田開発というのではちょっと分からないのではないですかというふうに思いますので是非とも宜しくお願いします。以上です。

田村会長： たくさんありましたが、事務局から簡潔に。

観光部： わかりました。観光拠点につきまして御説明申し上げます。今回の計画の中で取り上げた歴史的風致が茶の湯ということをテーマにしてございましたので、拠点の中の説明も茶の湯に偏ったものになってございますので、そのあたりを改めていきたいと思っております。

田村会長： うん。あらためるときに、晶子さんの位置付けをちゃんとやってあげればいいやろし、やっていなければ断りをいれながら書くかどっちかである。

観光部： そのあたりは全体事務局と相談していきたいと考えております。2点目、与謝野晶子文芸館の移転に伴うこと、このテーマではないということでしたけれども、物理的な面で申しまして、今の文芸館の140㎡の1.5倍くらいの規模の展示面積になってまいりますし、決して物理的な面だけではございません。その中で、従来の文学館的な機能だけでなく、もう少し堺の町との繋がり、近代における堺との繋がり、そういった

ものをご案内していく、あるいは全国の晶子ゆかりの場所との繋がり、そういったものも充実していく。あるいは研究面、あるいは普及面、交流面といったソフトの面でも晶子の図書、研究資料のコーナーを新たに設けたり、企画展示室、あるいは講座室も設けていきますので、従来展開できなかったソフト面もこちらの施設と一緒にすることで、晶子専用の施設ではございませんけども、そういう施設を使うことで幅の広い事業展開ができると考えています。1点目につきましては以上でございます。

田村会長：長尾街道は。

都市計画部：あと一点、長尾街道。街道につきましては、私も技術屋なんですけども、大阪府の教育委員会の方で冊子がでています。私はそれで街道整備に携わる中で、長尾街道につきましては、ここは三国の坂といまして方違神社から降りてくる、地域整備事務所が今あるんですけども、その前のところが三国の坂なんです。おっしゃるように、私は今までの歴史経過として、街道というのはやはり拡張されたり付け替えられたりということで、検証が十分全部できないということはあるのですが、今おっしゃるところについてはもう一度文献を見まして、おっしゃるとおり訂正すべきことは、訂正したいと思っております。不十分であり申し訳ありませんでした。

田村会長：あと戦災復興土地区画整理についての記述がありましたけれども。元和の町割言うんやったら、戦災復興もあるでとおっしゃったんですね。小松委員は。そうですね。

小松委員：はい。

文化財課：小松委員から御指摘頂いた戦災復興の点については、Ⅱ章の地域的な特性、本編18頁のところ堺市の戦災図ということで、前回協議会のところでも御指摘いただいておりますので、そのあたりを踏まえて記載をさせていただいております。指定物件は資料6の9頁のところの、環濠都市区域の指定物件の羅列の部分の御指摘がありましたが、史跡の土佐十一烈士墓がここの中でいかがなのかな、他にももっと書くものがあるんじゃないのかなと御指摘いただいておりますが、この法律の中でいうと、重要文化財、史跡に指定されているものを書き並べたという事情があります。先ほどの議論です、分かりやすさや見えやすさというのは工夫した方がいいのかなと思いましたが、ここの書きぶりについては工夫してみたいなというふうに思います。それと大和川のニュアンスのお話です。こちらの件につきましても、前々から御指摘いただいておりますので、決して大和川が出来たことで堺が衰退したというお話ではなく、大和川が出来たことによって新田開発、そういったところのメリットの部分も十分大きいということもわれわれ十分に認識しております。そちらのところの意味合いも踏まえまして、「大和川が付け替えられた後土砂の堆積に伴い新田開発が進み」と書いてしまっておりますけれども、もう少し本編で書いているところを少し御指摘いただいたような形で工夫してみたいと思います。それから晶子の件になりますけれども、今回の歴史的風致維持向上計画は、各委員からも御指摘いただいているように、いろいろな事業に非常に関連するところがございますけれども、歴史的風致という視点で踏まえた上で、事業をどう位置付けていくかという部分が、ずいぶん国との協議の中で重要になってきております。今回は茶の湯ということで歴史的風致を一つ取り上げておりますので、その中での位置付けというのが非常に重要と考えておりますの

で、晶子の件につきましては、計画書全体の中では検討していきたいという風に思いますが、事業の中としては茶の湯という視点で書いていかないと、なかなか歴史的風致という点での事業の位置付けでないと国にOKしてもらえないという事情もあり、これからそのへん協議もして、検討していきたいと思います。以上でございます。

文化財課： すいません。こちらの不手際で謝らなければならないことがあります。先ほどの小松委員の長尾街道の件なんですけれども、たしかに9頁では横に入っておりますが、こちらの表示ミスでありまして、資料5のⅦ章の8,9頁に挙げてます包蔵地のルートでは、御指摘のとおり斜めに入っております。ですので、道路部局の把握とかいうのではなく、こちらの表示ミスでございますので、もう一度確認をした上で訂正をしたいと思っております。

小松委員： 堺の観光案内の地図はそうなっているんですね。

増田副会長： うん。

田村会長： 時間がだいぶ押してきたというか、迫ってきたのですが、ぼちぼち閉めたい、次に移りたいと思っているんですが、荒井委員はまだ御発言ないですがよろしいですか。

荒井委員： 先生方のように知識の集積がございませんもので。今お聞きしていた議論で単なる史跡とか文化財の集積、ばらばらで、書きぶりのところにご意見があったところなんです。感想として、それぞれの時代時代の史跡なり文化財の蓄積があって、例えば百舌鳥地域であれば百舌鳥地域、環濠都市地域であれば環濠都市地域で、まとめるにあたってのその地域のテーマ的なコンセプト、今回の計画でそれにまとめるのであれば、整理をするのであれば、そういう何らかのコンセプトをもうちょっと前にわかりやすく書くべきかなという御指示かなと思っております。具体的にどう書けということは私の頭にはまだないのですけれども。そういう御議論かなとお聞きしておりました。

田村会長： どうもありがとうございます。それではもう一方くらい。小浦先生。

小浦委員： 基本的に概要版の作り方がたぶんわかりにくさを助長しているような気がします。どうしても法律に基づく計画ですので後半の事業とか後半の整理のところは一定しょうがないというか、市の政策的な判断からの選択とか色々あると思いますので、そのあたりについては项目的にはお任せしますけれども、だからこそ前の計画の部分のところはきちんと書いておいていただきたいなというふうに思います。例えば概要版でいうと、「歴史的風致とは」と書いているわけですが、その次の堺市の地域特性を説明されて、Ⅲ章で歴史的風致ということを整理されているわけですが、その歴史的風致の説明があるじゃないですが、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の下に書いてある、これが本文もそうなんですけれども、活動の状況というか、歴史的風致を構成している周遊のことがメインになっていて、それがどういう環境を生んできたのかという、もう一言書いておくんですね、地域整備であったり他のところに繋ぎやすいと思うのですね、本文の中には具体的に書いてありますが、まとめということがちょっと弱いんだと思います、全体に。なので、みんな詰まってしまうところがあると思うので、内容を十分書かれているのですけれども、少し構造的にまとめがわかりやすくするような書き方をするとよいのではないかというふうに思います。例えば、次のⅣ章のところでも課題がぼんとでてきますが、何をベースにこの課題を出したのかが

本文にも書いていなくて、歴史的風致の維持向上を考えていくときにそういう市街地環境がこういうふうに変ってきているので、こんな課題があります、とちょっとでも解説がつくと、ああ、ああ、そうやってこの課題を見るのかということがわかると思うんですが、ちょっとしたことで繋がりが分かりにくくなってしまっている。基本方針で大事なところですよ、どっちかという。それが本文では、IV-11 のところに書かれているのですよね、これももうちょっと丁寧に、少し前書きがついているとですね、わかりやすくなるのではないかと、つまり全部羅列的になってほんとでている、その繋ぎのところを丁寧に、書くのが大変でしたら、説明の時には意識できるように皆さんがもっていただければ、それでも結構だと思うんです。書くのがあれならば。でない質問されたときに、それが上手く答えられていないことが、今日すごく気になりました。最後に一点だけ、宗田先生の古墳時代の問題の指摘がありましたよね、たぶん宗田先生的には世界遺産を意識してしゃべってはるんだと思うんですよね。それを今ここでは議論はしませんけれども、それをすべきかどうかは市のほうで整理をしていただきたいと思います。変に手を加えたときの問題とかありますよね。そのへんは政策的な議論ですので、この議論というよりは全体として古墳というものを施策に活かしていくのかという中での歴史的風致維持向上計画の位置付けということ、共有認識として共有化できれば、書く問題ではないと思うんですけれども、ただそれを持っていると何をしたいかという判断がですね、事業のときも、判断に関するという意味で少し御指摘されたのではと思いますので、少し解説をしました。意識された方がいいのかなというふうに思います。

田村会長： どうもありがとうございます。まだまだご意見を聞きたいところではありますが、とりあえずこのあたりに致したいと思います。また欠席委員からのご意見を伺っておりますので、終わった後になりましたがご紹介いたします。宗田委員から第Ⅶ章についてご意見を伺っております。「百舌鳥古墳群周辺区域における最大の特徴は、都市の中に豊かな自然が残っていることであり、これらの保全を踏まえることが必要である。住民による清掃活動なども、こうした自然環境保護に繋がれば良いと思う。」といったご意見であります。百舌鳥古墳群をとりまく豊かな自然環境を踏まえまして、引き続き計画書の作成を行っていきたいと思います。また、橋爪委員からは、全体を通じてということで、とりわけ第Ⅲ章に関わるとおもうのですが、第Ⅲ章は歴史的風致だったんですが、ご意見の中身は「浜寺公園というのは古くから名の高い名勝地として知られ、明治以降も近代公園として保全されている。そういうところが、この公園の素晴らしさの一端である。」という浜寺公園ということに非常に思いを寄せたご意見をいただきました。そのような浜寺公園の良さといったものについても計画書に書き込んでいって、深みを持たすことが出来ればというふうに思っております。それでは次に移りたいと思いますが、最期に今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

5-5. 今後のスケジュールについて

文化財課： すいません、席の方で失礼致します。資料 8 をご覧ください。前回の協議会から本日

まで、庁内および国との協議調整などに時間を費やしました関係で、当初の予定より今回第4回が遅れまして、大変申し訳なく思います。本日の協議会以降、更なる庁内調整及び国との協議を鋭意行いながら、更に計画を整えてまいります。本日の委員の方々から頂きましたご意見を踏まえまして、不備なところの書きようを調整していきたいと思っております。できれば12月か1月を目途に、第5回の協議会を開催したいと考えております。次回の協議会において最終案をとりまとめまして、パブリックコメントでご意見を伺うなど、必要な手続きを経まして、25年度の認定を目指してまいります。第5回の開催日程につきましては後日、別途調整させて頂きたいと思っておりますので、どうぞご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。以上でございます。

田村会長：そういうことであります。宜しくお願い致します。最後の最後で、ちょっと時間をはしょりまして非常に恐縮であったわけでありまして。あと数分ありますが、最後の最後でご意見ありましたら承りたいと思っております。増田先生いかがですか。

増田副会長：一点しょうもないことですが、頁のこんな打ち方は国の指導なのでしょうか。1頁からの方が、何頁を見ようと思うときになかなか見れないので、できたら通し番号で打っていただけると見やすいが。

文化財課：最終的には通し番号で章立てを行いたいと思っております。ボリュームが増えてきてバラバラに編集しておりますので。申し訳ありません、見にくい資料になっておりまして、最終にはもちろん通し番号にさせていただきます。

増田副会長：なるほど。

田村会長：途中で取り外したりする分には便利だが。

文化財課：最終案では対応致します。

田村会長：小浦先生いかがですか。

小浦委員：結構です。

田村会長：荒井委員は。

荒井委員：ありません。

田村会長：お二方いかがですか。

小松委員：違う話してもいいですか。

田村会長：どうぞ、なんなりと。

小松委員：すいません、そしたらこの場を借りて。実は、晶子さんと景観にもちょっとだけ関わることかなと思うんですけども、私たち今日昼から記者クラブで発表するんですけども、大和川に与謝野晶子さんの歌碑を建てようという取組をしています。その中で100年前の大和川の写真を使わせてもらって、晶子さんがみた大和川の風景ということで、「大和川 砂に渡せる板橋を 遠くおもへと 月見草咲く」という有名な歌がありますけど、それが浅香の板橋だと、まあ8割位の人は言うてるんですね。証拠はないんですけども。というような、こんな景観があって美しかった大和川を甦らせようという、そういう運動の一環として、そんなことをしています、もし参考になれば晶子さんが歩いた街並みとか、見た山とか川とか海とかというような感じで参考にして頂ければ、またこの取組にも御支援いただければ。ありがとうございます。以上です。

田村会長：それでは、お話も伺ったようですので、今日の協議会を終わろうと思っております。本当に

どうもありがとうございました。

5-6. 閉会

事務局：田村会長、ありがとうございました。委員の皆様にも活発なご意見を頂きまして、ありがとうございました。これにて本日の協議会を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席頂きまして、ありがとうございました。